

診療報酬に関するお知らせ

令和6年6月より、診療報酬改定にともない診療報酬を下記のとおり算定いたします

- 医療情報取得加算（旧 医療情報・システム基盤整備体制充実加算）

当院は、マイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

区分	マイナ保険証利用	点数
初診	あり	1点
	なし	3点
再診 (3か月に1回)	あり	1点
	なし	2点

- 医療DX推進体制整備加算

当院は医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行うよう努めています。

初診	8点
----	----